家電公取協ニュース

Home Electric Appliances Fair Trade Conference

Vol. 115

発行日 2012 年 1月 1日

年 頭 所 感

新年明けましてお目出度うございます。皆様におかれましては、良き新年を迎えられたことと存じます。 ここに謹んでお慶び申し上げます。

さて、振り返りますと、昨年は、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を筆頭として、内外ともに 地震、水害等幾多の災害に見舞われた、誠に不幸で多 難な歳でありました。当会の会員や関係者の中にもこ れらの災害により被害を受けられたところも多く、こ の場をお借りして、改めてお見舞いを申し上げます。

さて、家電業界では、年度前半ころまでは、政府からのエコポイント付与や地上波デジタル化移行などにより需要が大いに喚起され、特に薄型テレビの売上げが伸長した反面、後半ころからは一転して、その反動とも言うべき事態となり、厳しい状態が続いております。この間、メーカー間、流通事業者間の競争の下、価格の下落は顕著であり、一貫して消費者の皆様にメリットがもたらされてきたものであります。

このような業界の中にあって、(社)全国家庭電気製品公正取引協議会(家電公取協)におきましては、規約の厳正かつ適切な運用を旨として、規約運用上の諸基準を策定するなどして適正な表示の推進を図って参りました。

また、不当廉売や優越的地位の濫用に対する課徴金の賦課等を内容とする改正独占禁止法の施行、不当廉売規制等に関するいわゆる家電ガイドラインの改訂などによりまして、公正で自由な取引を推進する環境も更に整備されてきた中で、当家電公取協におきましても、これら法令・ガイドラインの内容に即しまして、いわゆるヘルパー派遣や取引条件の公正化に関しまして各社の取組みを慫慂(しょうよう)するなど、関係法令の一層の遵守活動を推進して参りました。

このような経緯を踏まえまして、今年以降の家電公 取協の課題などについて二、三所感を申し述べさせて いただきます。

(法人全般)

昨年の通常総会で「公益社団法人」となるための定 款等の変更や規程類の整備を行い、その後の準備作業 ののち、暮れに公益認定等委員会に公益認定の申請を いたしました。

審査が順調に進みますと、本年5月1日から新「公益社団法人」として再スタートできる運びとなるわけであります。新法人の下では、一般社団法人法による規律に加重して公益性の観点からの規律も受け、まさに「公益」社団法人として活動することになるものであり、いわば第2の創業期に入ることになりますが、改めて当協議会の公益性、重要性をお互い確認し合っておきたいと存じます。

(製造業部会)

製造業部会におきましては、本年も引き続き、表示規約の徹底を図ることが最重要であると考えております。

また、世のニーズの動向に対応して特定の効能・効果を強調する表示もみられるところでありますし、新たな商品や商品群も出現



しておりますので、既存の諸ルールを徹底的に見直し、 虚心坦懐に時代の要請する新たなルール作りに取り組 んでいく必要があると考えております。

(小売業部会)

2009年に変更した小売業表示規約の施行も、早や3年近い年月が経っております。近年の施行状況は、基本的には、ほぼ問題がない状態であったかと考えておりますが、引き続き、会員への規約の周知徹底活動を行っていく必要があると考えております。また、前回の規約の変更後それなりの時間も経過いたしましたので、昨年秋から、作業グループを設けて、小売業表示規約見直しの検討を開始したところですが、まずは会員間で忌憚のない議論をお願いするものであります。

なお、規約による業界全体の規律度を高めるため、 引き続き非会員の入会を促していく所存であります。

冒頭でも述べましたように、「公益社団法人」に移行する今期、まさに新体制となるわけでありますから、今一度初心に立ち返り、各部会、各関係委員会などにおきまして、家電公取協の活動のあり方、その内容等について議論を深めていきたいと存じます。何事もそうですが、前例や従来の経緯にとらわれている必要はないと考えております。真に必要かつ効果的な事業を公正に推進し、公益に資するという観点から、会員の皆様の建設的な議論と貢献をお願い致します。

災害とともに経済状況においても、厳しい状態がまだまだ続きそうではございますが、このような時期にこそ新たなものが生まれるものでありますので、みんなで知恵を出し、また汗をかいて果断にチャレンジしていく必要があると考えております。皆様方のご理解、ご支援をお願いし、また関係部会・委員会等での真摯な取組みをお願い致します。最後になりましたが、関係の皆様方のご発展とご健康、そして、先の震災等に遭われた方の復興を祈念して、年頭のご挨拶と致します。

専務理事 山木 康孝

2011年 家電公取協の動き

	主な活動内容	社会の動き
1月	・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」研修会を 開催(1/27)	・霧島連山の新燃岳が52年振りに噴火(1/26)・2010年中国がGDPで日本を抜き世界第2位に
2月	第17回消費者懇談会を開催(2/18 於:KKRホテル大阪)小売業部会本部規約指導委員会(2/23)	ニュージーランドのクライスト チャーチで大地震発生(2/22)
3月	• 小売業部会運営委員会(3/10)	・建設中の東京スカイツリーが高さ 601mを越し、自立式電波塔では 世界一の高さに(3/1。18日に完 成時の高さである634mに到達) ・東日本大震災発生(3/11) (福島第一原発事故)
4月	 第29回製造業部会全国支部長会議(4/8) 第59回製造業部会理事会(4/15) 表示セミナー「取扱説明書の最近の動向及び今後の方向性について」を開催(4/21) 小売業部会運営委員会(4/22) 	・イギリスのウィリアム王子ご成婚 (4/29)
5月	• 第36回景品規約遵守体制強化月間(5月~7月)	・国際テロ組織アルカイダ指導者のビンラディン容疑者殺害(5/2)
6月	・ 小売業部会本部規約指導委員会(6/3) ・ 6 月度小売業表示規約本部チラシ調査(6/17~7/2)	
7月	 ・ 小売業部会理事会及び運営委員会(7/1) ・ 第 60 回製造業部会理事会(7/6) ・ 第 20 回通常総会(7/12) 新会長に中鉢良治氏(ソニー副会長)就任 	・電気事業法に基づく電力使用制限が発効(7/1) ・FIFA女子ワールドカップでなでしこジャパンが初優勝(7/17)・アナログ放送終了、地上デジタル放送に移行(7/24。被災地3県を除く)
8月	ル ま 業が0人士が1日/5セ/ギエロ へ / へ / へ / へ / へ / へ / へ / へ / へ / へ	・リビア内戦、カダフィ政権崩壊
9月	小売業部会本部規約指導委員会(9/9)小売業部会運営委員会(9/30)	・菅内閣総辞職、野田内閣が発足 (9/2)
10月	製造業部会全国支部活動連絡会議(10/28)第37回景品規約遵守体制強化月間(10月~12月)	・タイで大水害発生・世界人口が 70 億人を突破(国連推計)
11月	・「小売業表示規約検討WG」がスタート(11/4)・小売業部会本部規約指導委員会(11/14)・製造業部会合同研修会(11/18)	・フランス カンヌで G20 首脳会 議開催(11/3、4)・ハワイ ホノルルでAPEC首脳会 議開催(11/12、13)
12月	 ・12月度小売業表示規約本部チラシ調査(11/24~12/12) ・第61回製造業部会理事会(12/2) ・小売業部会運営委員会(12/9) 	・南アフリカ ダーバンで開催されていた COP17 が閉幕。「ダーバン合意」を採択(12/11)・北朝鮮の金正日総書記が死去(12/17)

小売業部会の動き

◎小売業表示規約検討WGを開催

平成23年11月4日(金)家電公取協において第1回小売業表示規約検討WGが開催され、下記の内容について審議・報告がされた。①主査、副主査の選任、②前回の小売業表示規約変更に係る経過及び内容等、③規約変更後の評価等、④今後の進め方について。

◎本部規約指導委員会を開催

平成 23 年 11 月 14 日 (月) 家電公取協において本部規約指導委員会が開催され、下記の内容について審議・報告がされた。①12 月度本部チラシ調査については、調査期間を 11 月 24 日 (木) ~12 月 12 日 (月) とし、調査項目は規約第3条、規約第4条、規約第5条、価格付記等(参考調査)を実施することとした、②措置結果報告(小売業表示規約1件)、③平成23年度「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施状況及び計画の報告、④運営委員会の報告。

◎消費者モニター研究会を開催

平成 23 年 12 月 8 日 (木) 家電公取協において平成 23 年度第 1 回消費者モニター研究会が開催され、下記内容で活発な意見交換等が行われた。①研究会のテーマについては「チラシ表示、インターネット等の新媒体の表示、店頭表示(各々長期保証表示を含む)」とした、②研究テーマに基づき、意見交換と課題の抽出を行った、③今後の進め方について。

◎運営委員会を開催

平成23年12月9日(金) 家電公取協において運営委員会が開催され、下記内容について審議・報告がされた。①平成23年度上半期活動状況及び収支見込みについて、②平成24年度会費について、③小売業表示規約検討WGについて、④消費者モニター研究会について、⑤第18回消費者懇談会について、⑥公益社団法人への移行について、⑦本部規約指導委員会の報告。

製造業部会の動き

◎「第61回製造業部会理事会」を開催

平成 23 年 12 月 2 日(金)家電公取協において第 61 回製造業部会理事会を開催した。内容は以下のとおり。

- 1. 平成 23 年度上半期活動状況について
- 2. 平成 23 年度上半期収支見込みについて
- 3. 平成 24~26 年度会費について
- 4. 公益社団法人移行について
- 5. 第 18 回消費者懇談会について

また、理事会終了後、山木専務理事より「最近の景品表示法違反事 案の動向等について」と題して講話があった。



行政の動き

◎消費者庁が「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び 留意事項」を公表

インターネット消費者取引の拡大につれ、様々なサービスが提供され利便性が向上しているが、一方でトラブルや消費者被害も拡大している。こうした状況を踏まえ、消費者庁では、フリーミアム、クチコミサイト、フラッシュマーケティング、アフィリエイトプログラム、ドロップシッピングといった5つのビジネスモデルについて、景品表示法上の問題点及び留意事項をとりまとめ、平成23年10月28日付で公表した。

報告書全文等の詳細は同庁のホームページに掲載されているのでご参照ください。

(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/111028premiums_1_1.pdf)

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。 その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ①最近購入した洗濯機に、使い方に関するDVD(初級編/中級編)が同封してあり、子供と一緒に視聴して みました。初めて利用する人にとって、字の多い説明書よりも理解度が早まり、とても有効活用できました。 マニュアルも大事ですが、消費者に早く理解してもらうための工夫が必要だと思います。 (練馬区 会社員)
- ②最近のチラシでは、「10%ポイント」「ポイント還元」「ポイント2倍デー」などの表示をよく見かけます。 そのサービス内容が不明瞭でよく分からないケースがあります。たとえば「現金特価の品物ですからポイントはつきません」とか「カード利用だとポイントは少なくなります」などと店頭へ行ってから言われます。「ポイント」と銘打った表示について、明確な基準をつくってほしいと思います。 (大阪市 自営業)
- ③チラシの「ご招待期間中に使える!割引クーポン」についてですが、例えば10万円以上のパソコン(指定機種)をお買い上げで店頭通常価格から5,000円引と記載されています。そこにパソコンの写真が載っているのですが、小さい文字で「※写真はイメージです」と記載されています。ところが、この写真ではブランド名まではっきり分かるので、このパソコンが5,000円引になると思うのが普通ではないでしょうか。これがイメージであれば、どのパソコンが対象になるのか分かりにくいです。また、指定機種ということであれば、10万円以上のパソコンでも対象になるものとならないものがあるということになって、お店で確かめないといけないために不親切だと思いました。

 (川西市 会社員)
- ④省エネなどの機能とブランド名を一緒にしている家電をよく見かけます。名前だけで非常に優れたものである気がして、少し高価でもそちらを購入したくなります。ただ、具体的に他の商品と比較して機能としてはどうなのか? どれ程エコなのか? などいまいち分かりません。ネーミングだけがひとり歩きしている気がします。各々の機能や目で分かる(数値など)優れた点をカタログだけでなく、CMや広告などにも分かりやすく表示して欲しいと思います。 (豊中市 契約社員)

~金刀比羅宮~

東京には、藩の江戸屋敷などに勧請された地方の神 社仏閣が、今に引き継がれ鎮座しているところがたく さんあります。家電公取協のすぐ近くにある金刀比羅 宮(琴平神社)は、「讃岐のこんぴらさん」として知 られる金刀比羅宮を、1660年(万治3年)に讃岐 丸亀藩主が当時三田にあった江戸藩邸に勧請し、その 後虎ノ門の現在の地に遷座したものです。

当時から「こんぴらさん」の人気は江戸でも相当なもので、当初から邸内での市民の参拝を許可していたといいます。そのため藩がなくなった明治以降も隆盛をきわめ、今年の初詣も大いに賑わっています。本家の金刀比羅宮は海上守護や大漁祈願で有名ですが、東



京のオフィス街の真ん中にある当社では、それに加えて社運興隆を願う企業の参拝も多いのが特徴です。

そして、もうひとつこの神社がいかにも「東京」らしいのは、境内に 26 階建てオフィスビルの「虎ノ門琴平タワー」がそびえ、社務所がその 1 階にあることです。近代的な高層ビルのしめ縄のかかる窓口から、巫女さんにお守りやお札をいただくというのも、なにやら不思議な感じがします。

さて、丸亀藩にはもうひとつ「江戸自慢」があります。金刀比羅宮を勧請する少し前の 1634 年(寛永 11年)、これも家電公取協の近くにある愛宕山の急な石段を馬で駆け上がった曲垣(まがき)平九郎は、讃岐丸亀藩の家臣です。

く編集後記>

昨年の世相を表わす漢字一文字に「絆」が選ばれました。大震 災以降、家族の「絆」、人と人との「絆」、そしてチームの「絆」 の大切さが身にしみる一年でした。

さて、今年は「辰年」、停滞ムードの景気が「昇り竜」にあやかって何とか「上昇」していくことを期待したいものです。

家電公取協にとりましては、「公益社団法人」への移行という特別な年になりますが、本年も引き続き、事業活動へのご理解とご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。 (M.S)

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-9 (虎ノ門 TBL ビルディング 2 階) TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032 http://www.eftc.or.jp

編集•発行人: 真柄秀敏